

届出制手数料に係る手数料表	
サービスの種類および内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 当該求職者の年間賃金の50%を上限とする額。 なお、求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合には、当該求職者の年間賃金の50%または充足1件につき100万円のうち、いずれか高い方を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の年間賃金の50%を上限とする額。 なお、求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合には、当該求職者の年間賃金の50%または充足1件につき100万円のうち、いずれか高い方を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目10番5号
アステリVIP110号室
合同会社サポートセンター